

〔事案 25-105〕 転換契約無効請求

・平成 26 年 3 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

募集時の説明不十分等を理由に、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 11 月、定期保険特約付終身保険から終身入院保険に契約転換したが、以下の理由により、転換後契約の無効確認と既払保険料の返還（主張①）、転換時点における転換前契約の掛捨て保険部分の解約返戻金の支払い（主張②）、転換時点における転換前契約の終身保険部分の払済保険への変更（主張③）を求める。

- (1) 契約転換ではなく、終身保険部分を払済保険にすることができたはずであるのに、これを説明しなかった。
- (2) 自分は契約転換時 69 歳の高齢であったにもかかわらず、近親者の立ち合いを求められることもなく、高齢者心情を利用して医療重視の保険へと誘導された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約転換時、申立人には保険料の払い込みが困難、医療保障は不要といった払済保険変更のニーズはなく、申立人に契約の要素に関する錯誤があったとはいえない。
- (2) 契約転換時、69 歳に近い年齢とはいえ、申立人には十分な理解能力があったと考えられ、また、当社の高齢者対応ルールは 70 歳超の場合に適用することになっており、本件はその要件にも該当していなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

(1) 主張②、③について

転換契約は、法律上は更改契約に類似する契約であるから、転換契約の締結にあたり、法律上の無効あるいは取消しの原因がある場合には、転換前の契約が当時の内容で復活するのみであり、その時点における契約内容の変更を求める法的権利はない。

したがって、主張②、③はそれ自体法律上の根拠を欠くものであり、請求は認められないので、主張①についてのみ判断する（ただし、この場合には上記のとおり転換前契約の復活を前提とする）。

(2) 主張①について

申立人の主張は、消費者契約法 4 条 2 項の不利益事実の不告知による取消し、あるいは民法 95 条の錯誤による無効を求めるものと判断する。

2. 消費者契約法にもとづく取消しについて

- (1) 消費者契約法 4 条 2 項の不利益事実の不告知とは、「故意に不利益な事実を述べず、かつ有利な事実を告げるにより不利益な事実がないものと誤信させる行為」を指し、単に

不利益な事実を述べないだけでは足りず、しかもその不利益な事実とは、一般人において客観的に不利益となる事実であることが必要であり、特段の事情の無い限り当該消費者のみに不利益な事実はこれに該当しない。

(2) 保険会社には、契約転換に際して、転換以外の方法があることを説明すべき義務があると考え、口頭での説明をする必要がある特段の事情が無い限り、この説明は文書でもよい。本件では、申立人が受領したと推定される「特に重要なお知らせ」にも保障金額の減額（払済保険も保障金額の減額）を可能とすることを前提とした説明があり、特段の事情がない場合には、特に口頭で説明をしなくとも説明義務違反とはならない。また、提出された証拠からは特段の事情を認定することは困難であり、不利益事実の不告知による取消しは認められない。

3. 錯誤無効について

契約の重要な要素（一般人においてその事実が存在または存在しなければ契約を締結しなかったと認められる事実）に錯誤がある場合は、契約の無効を主張することができるが、その錯誤が契約の動機に関するものである場合には、契約に際し、保険会社に対しその動機を表示しなければこの主張は認められない。

本件では、申立人は事情聴取を辞退したため、錯誤の存在、および動機の表示の事実を提出証拠からは確認することができず、錯誤による無効の主張は認められない。

4. 高齢者対応について

申立人が69歳であったこと、引退直前であったことは証拠上明らかな事実であるが、一般に69歳という年齢は、保険契約に関し独自に判断できないような年齢ではなく、引退直前であったとしても同様であることから、申立人が契約を締結するに必要な判断能力を欠くことが証拠上明らかでない本件においては、家族の同席を求めなかったことは、契約の効力に影響を及ぼすものではない。